

## 仙台藩白老元陣屋資料館 企画展「白老の縄文展」好評で幕

～白老で暮らした人々の生活と精神文化に触れる～

7月に北海道と青森、岩手、秋田の3県に点在する17遺跡が「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産に登録されたのを記念し、遺跡群には入っていませんが、この機に白老の縄文時代を紹介する企画として10月2日～17日に開催しました。

コーナーには約8,000年前～1,400年前の土器や勾玉、矢じりなど資料計380点を展示。虎杖浜、アヨロ、社台などで出土した土器約100点の中でも、町指定文化財の社台1遺跡の朱塗土器（約3,000年前）は、今でも残る色鮮やかな朱色と複雑な文様が、期間中に訪れた約460人の来場者の関心を集めていました。

元陣屋資料館（☎85-2666）では、11月3日～23日に特別展「第10回刀剣展～堀井一門展」、11月27日に講演会「白老元陣屋絵図の謎を解く」などを開催します。



## 冬の交通安全運動

11月13日(土)～11月22日(月)

『ストップ・ザ交通事故 めざせ 安全で安心な北海道』

初冬期は日暮れが早まり、場所や時間のわずかな違いにより、交通状況や路面状態が著しく変化し、スリップなどによる交通事故、踏切事故の多発が懸念されます。

こうした悲惨な交通事故を未然に防止するため、「冬の交通安全町民総ぐるみ運動」を展開します。町は国道沿いでパトライトの実施や学校周辺で早朝の街頭指導、旗の波運動など街頭啓発活動を展開し交通事故防止の徹底を呼び掛けます。

問い合わせ先：総務課 防災交通室 ☎85-3080

相  
問  
い  
合  
わ  
せ  
先  
談

町消費生活センター  
生活環境課 町民生活グループ  
☎82-2265



### 成人年齢引き下げについて① 令和4年4月1日 民法改正により 成人年齢が18歳に引き下げられます！

18歳になると親権に服することがなくなり、一人で有効な契約ができるようになります。親の同意なく自分で決めることができますが同時に責任が伴います。

～ 成人すると ～

#### 未成年者取消権が行使できなくなります

民法で未成年者は「知識・経験の不足」「判断能力の未熟さ」から保護の対象とされており、未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができます。

この規定は未成年の消費者被害を防止する役割を果たしており、改正後は18歳になった時点で権利の行使ができなくなります。

今後、こんなことが心配されます

- ◆「知識・経験の不足」「判断能力の未熟さ」を悪質業者に狙われ消費者被害が拡大
- ◆成人直後は多くが学生で、支払い能力が充分ではなくても契約が可能  
→高額な買い物による返済困難や無理な借入れによる多重債務

若者の被害事例をもとにした法改正や学校での消費者教育の充実などの対策が取られていますが、家庭内でも幼少期から消費者被害の防止や金銭管理について意識的に話をするなど日ごろからの習慣づけがこれまで以上に重要になると思われます。

#### 契約の責任は自分で！

契約は法的拘束力を持つ約束のことで、一度成立すると契約に拘束され、有効に成立した契約を理由なく取り消すことはできません。



消費生活  
豆  
知識